【定期巡回・夜間対応】

平面図事前確認チェック表

開設事業所名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック欄 | チェック内容 | 備　考 |
| □ | ○関係法令等（建築基準法、消防法等）の内容に適合している。また、近隣住民への説明など事業開始にあたっての調整をしている。 | 用途変更の場合でも、建築確認申請が必要な場合があります。 |
| □ | ○福祉のまちづくり条例の事前協議をしている。 |  |
| □ | ○まちのルール（建築協定、地区計画等）の有無を確認し、抵触していないことを確認している。 |  |
| □ | ○市街化調整区域でないことを確認している。 |  |
| □ | ○建築図面を使用している。又は、建築図面に準じている図面を使用している。 | 縮尺関係が分かる図面としてください。 |
| □ | ○事業所（事務室除く）が１階に設置されている、又はエレベーターが設置されており利用者の利用に支障がない。 |  |
| □ | ○併設サービスがある場合、図面にどこの部屋・机がどのサービスのものか明記している。 |  |
| □ | ○**感染予防の設備（手指消毒設備、滅菌装置※、医療廃棄物※の保管庫が備えられているか。）※「一体型」のみ**○**オペレーションシステム、ケアコール端末が設置されている。**○**常勤換算方法で計画作成責任者の数＋看護職員の人数分以上の机が設置されている。（一体型）****○常勤換算方法で計画作成責任者の数以上の机が設置されている。（連携型）** | 各室の名称、家具・什器類の配置を図面に記入してください。事務室の複合機の配置も図面に記入してください。 |

※は横浜市の指導項目です。

【密着デイ・認知デイ・小多機・ＧＨ・看多機】

平面図事前確認チェック表

開設事業所名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック欄 | チェック内容 | 備　考 |
| □ | ○関係法令等（建築基準法、消防法等）の内容に適合している。また、近隣住民への説明など事業開始にあたっての調整をしている。 | 用途変更の場合でも、建築確認申請が必要な場合があります。 |
| □ | ○福祉のまちづくり条例の事前協議をしている。 |  |
| □ | ○まちのルール（建築協定、地区計画等）の有無を確認し、抵触していないことを確認している。 |  |
| □ | ○市街化調整区域でないことを確認している。 |  |
| □ | ○建築図面を使用している。又は、建築図面に準じている図面を使用している。 | 縮尺関係が分かる図面としてください。 |
| □ | ○**内法（うちのり）で計測し、寸法を正確に記載している。**（小数点2位まで）また、食堂兼機能訓練室又は居間食堂において部屋と部屋を連結する場合、その開口部の寸法も記載している。（静養室、相談室、事務室の寸法も記入してください。） | 建築図面の寸法は壁心が通常ですが、壁の内側の寸法（内法）で測ります。 |
| □ | ○「面積一覧表」に食堂及び機能訓練室、事務室、相談室、静養室等の面積とその算定根拠となる計算式を記載している。 |  |
| □ | ○事業所（事務室除く）が１階に設置されている、又はエレベーターが設置されており利用者の利用に支障がない。 |  |
| □ | ○**面積算定の際、機能訓練等のサービス提供に直接必要のないもの（収納棚、食器棚、冷蔵庫等）、機能訓練室又は居間・食堂としての使用が想定されないもの（押し入れ、床の間、廊下、柱等）は面積から除外している。**○食堂・機能訓練室又は居間食堂がキッチンと接続している場合はキッチン、冷蔵庫、食器棚等の前50cmを、食事を作る際の可動域として除外している。それを図面に明記している。　 | 食事を内部で調理せず、キッチンを使用しない場合は、キッチン等の前50cmの除外は不要です。 |
| □ | ○複数単位を同時に行っている場合や併設サービスがある場合で、相談室、トイレ等の共用部分に行くのに食堂・機能訓練室又は居間食堂を通らなければ行けない場合、通路を１ｍ幅で確保し、食堂・機能訓練室又は居間食堂の面積から除外している。それを図面に明記している。 | 併設しているサービスが訪問系など、通路としての利用が一時的なものに限られる場合は除外不要。 |
| □ | ○併設サービスがある場合、図面にどこの部屋・机がどのサービスのものか明記している。 |  |
| □ | ○玄関がない場合で、入り口がすぐに食堂・機能訓練室又は居間食堂に接続している場合は玄関部分として入り口を食堂・機能訓練室又は居間食堂の面積から除外している。それを図面に明記している。 | 土足利用で靴の履き替えがない場合は、除外は不要です。 |
| □ | ○複数の部屋と部屋を連結する場合の開口部等に段差がない。 |  |
| □ | ○**食堂及び機能訓練室又は居間食堂、静養室、相談室、事務室、浴室、脱衣室、トイレ、洗面台等の名称・用途、食堂及び機能訓練室、静養室については面積を記載している。**○**食事の提供をする場合、定員の全員が食事を行えるイス、テーブルを配置している。**○**実際に設置する予定の位置に机、椅子、ベッド、鍵付きキャビネット、下駄箱、収納スペース（利用者の荷物を収納）等を記載している。**○**居室、宿泊室、静養室に設置するベッドサイズを記入している。**○**消火器の設置場所を記載している。** | 各室の名称、面積及び家具・什器類の配置を図面に記入してください。事務室の複合機の配置も図面に記入してください。下駄箱は土足でサービス提供を行う場合は不要です。 |
| □ | ○静養室が同一フロアーにない又は同一フロアーにあっても隔離されている場合に、見守りの体制やナースコール等の設備を確保している。（デイサービスのみ） |  |

※は横浜市の指導項目です。